

秋田県告示第 2 4 5 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、国土交通大臣の指定に係る次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定に基づき、告示する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人ベターリビング
- 2 変更の内容
指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を追加する。

名 称	所在地
大阪事務所	大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番 8 号

- 3 変更しようとする年月日
令和 6 年 7 月 1 日